

第2回小諸市上下一体ウォーターPPPあり方検討委員会に係る
議事概要

1. 日 時 令和7年9月1(月)13:15～15:30

2. 場 所 小諸市市民交流センター第2・3会議室

3. 出席

―委員―

秋場 忠彦 様 公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 主任研究員
新井 智明 様 地方共同法人日本下水道事業団 ソリューション推進部 上席調査役
加藤 裕之 様 東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻
下水道システムイノベーション研究室 特任准教授
難波 悠 様 東洋大学大学院 経済学研究科 公民連携専攻 教授
沼澤 由憲 様 長野県 総務部 財産活用課 課長

―事務局及び業務受託者―

小諸市建設水道部、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

4. 議 題

(ア)意見聴取事項

- ① 上下水道ウォーターPPP の実施概要
- ② 事業スキーム、工事契約方法の検討

(イ)報告事項

- ① 現行の管理運営形態の客観的評価結果

5. 配布資料

- #1-1 上下水道ウォーターPPP の実施概要
- #1-2 事業スキーム、工事契約方法の検討
- #2-1 現行の管理運営形態の客観的評価結果

6. 議 事

(ア)意見聴取事項

① 上下水道ウォーターPPP の実施概要

- 上下一体で事業を実施するデメリットはあるか。(委員)
 - 対象事業者が限定される、競争性が損なわれる等が想定される。上下一体によるコスト削減効果は一定見込まれているが、実際の効果については市場調査を含めて今後の検討事項としたい。(EY)
 - 上下一体で事業を実施するメリットとデメリットを比較検討いただきたい。(委員)
- 官民連携会社が良い根拠は整理しているか。(委員)
 - 具体的には、次回の検討委員会で提示する。小諸市の職員が出向して地域のインフラ会社が設立されている点は一定評価されるが、評価方法等については今後の検討事項としたい。(EY)
- 資料【1-1】P3 と P4 について市側は経営計画業務に特化とあるが、P4 の図の中では計画業務が民間事業者の担当範囲として整理されている。計画の担当を切り分けていただきたい。(委員)
 - 民間事業者と小諸市が行う計画は異なるため、明確に書き分ける。(EY)
- 資料【1-1】P7 水道管路の維持管理業務について、危機管理は含まれないのか。(委員)
 - 含まれるため表現を修正する。(EY)
- 資料【1-1】P4 以降計画業務は外注するとしているが、P3 の官民連携の基本方針の”③市側は経営・計画業務に特化”は計画策定の支援等の表現の方が適切ではないか。(委員)
 - 計画決定、長期的な計画の策定は市の業務になるため、表現を見直す。(EY)
- 資料【1-1】P8 の共通業務の計画・企画に計画設計が含まれるイメージか。(委員)
 - その通り。(EY)
- 資料【1-1】P4 を踏まえ、工事契約を途中で変更する際に契約内容を精査できることが重要である等、市に残すべきノウハウは整理されているか。(委員)
 - 計画の中身、現場に関する知見等の妥当性を判断するためのものは、市に残すべき技術・知識だと考えている。(EY)
 - 一部の建設工事を残すだけで技術や知見が市に残るのかは疑問である。そのため、残すべきノウハウと残すために必要な行動を整理いただきたい。(委員)

- 下水道事業のストックマネジメント計画の策定業務を委託するか、直営で実施する
のかを明示すべきと考えている。(委員)
 - WPPP を想定しているため含める前提であるが、改めて考え方を整理する。(EY)
 - スtockマネジメント計画案の作成、計画そのものの作成等、残すべき業務範囲
を整理すべき。また、災害対応、管路関連業務等、残したい業務も明確に整理し
たほうが良い。(委員)
- 指定管理者制度を活用する想定であるが、WPPP のレベル 3.5 を念頭に検討している
のか。(委員)
 - その通り。WPPP レベル 3.5 を念頭に検討している。(EY)
- WPPP レベル 3.5 であれば 10 年間の長期契約が原則だと思うが、資料【1-1】P13 に
は” 10 年間分の更新費用の積算を行うことは現時点では現実的ではない” とある。
積算ができない状況で長期契約を結ぶ妥当性はいかがか。(委員)
 - WPPP レベル 3.5 では 10 年間の長期契約が原則である。維持管理と更新の一体マ
ネジメントの観点から更新実施型ないしは更新支援型を選択する。発注を含め
て検討するのであれば、更新実施型の方が適している。更新計画の見直しがある
場合の対応方針は、今後検討する。(EY)
- 水みらい小諸が指定管理者に選定された理由と構成員の選定理由を伺いたい。(委員)
 - 公民共同企業体のパートナーを募集し、応募者が 2 社おり、一社が辞退したた
め、水 ing と第一環境が選定された。第 2 期は非公募で選定している。契約手
法として指定管理者を選択し、パートナー募集として選定されているために非
公募での選定としている。(市)
 - なお我々委員が今回提言する内容は、公募か非公募かという手法まで指定する
形になるのか。そこまでは委員が決めることではないと考える。(委員)
 - 水みらい小諸設立時の前提は水道事業で、下水道事業を含めるか否かは別議論
であり、公募の可否についても慎重に検討すべきと考えている。第三セクターと
いう理由だけで、事業を受託し続ける体制は不健全だと考えている。(委員)
- 自治体の法定業務を除き、公権力の行使、日常的な判断が必要な業務を踏まえ、自治
体に残すべき業務を整理いただきたい。委託することによって、市側としてはモニタ
リング業務などが追加される。そうした対象範囲の変化も整理いただきたい。(委員)
- 対象業務を整理する中で、上下水道一体での連携効果を整理いただきたい。(委員)

② 事業スキーム、工事契約の方法の検討

- 指定管理者のパートナー事業者を改めて選定することも選択肢に含まれるため、非
公募を選択する理由の整理が必要である。(委員)

- 契約の仕方は追加で検討が必要である。指定管理者制度でも、別の公募で選定された事業者がいるため非公募であるとの理由は提示すべきと理解している。市場調査を実施して、公募するか否かの判断を行う。また、5 年ないしは 10 年の定期モニタリングの仕組み検討を行う。(EY)
- 選定方法として公募を選択した場合、参加事業者が 1 社になり、事業者を適切に審査できないことがリスクになる。官民連携を図る場合は、VFM の確保、市の要求水準を担保する仕組みづくりが重要であると考えている。海外の事例では、事業期間中の需要増加に伴う事業拡大が求められた際に、契約手順の明示、VFM 提案と内容確認を行い、効果を検証したうえで、既存の SPC と随意契約を結んでいる。同様の取り組みを本検討でも行うことで、水みらい小諸を非公募で指定管理者とする妥当性を示すことができると考えている。(委員)
- 小諸市で公募を実施するデメリットとして検討期間が延びる点があると考えている。技術面の妥当性を担保するために、公募により担保しようとしていた条件、検討ステップを今後検討する。(EY)
- VFM との議論をしていたが、発注方式でも削減率の順守が工事受託者のハードルになりかねない。スケールメリットによる効率化が目的であるので、現状の人件費高騰等を加味すると費用の削減を全面的に示すべきではないと考えている。(委員)

(イ) 報告事項

① 現行の管理運営形態の客観的評価結果

- 客観的の意味合いは何か。(委員)
 - 市及び水みらい小諸、長野県下水道公社の内部データを踏まえ、事務局として評価したとの意味である。(EY)
- 長野県下水道公社には、上下一体での受託体制があるのか(委員)
 - 水道事業、更新業務に対応した体制が必要であるが、長野県下水道公社からは対応が難しいとの回答を頂いている。(EY)
- 技術職員 1 名に対する対応方針としては具体的にどのようなものを想定しているのか。モニタリング等人員が少ない中で、残すべき業務を整理する必要があると考えている。(委員)
 - 既に水みらい小諸への退職派遣者制度等があるため、技術面での連携も行いつつ、体制を確保することを想定している。(EY)
 - 現状、水みらい小諸と小諸市上水道課の技術職員で連携を取り、指定管理業務として設計発注支援を受けている状況にある。互いに工事発注ができる状態を整備するために、検討を進めている。人事面の問題もあるため、今後の方向性は総務課とも別途議論をしている。(市)

- 下水道事業について長野県下水道公社の委託料増加要因は何か。(委員)
 - 再委託している維持管理業者の人件費増加が一因である。また、長野県下水道公社の政策的経費が段階的に減少されることに起因して、委託料の増加が生じている。(市)

- 地元事業者の活用についての条件を長野県下水道公社に求めているのか。(委員)
 - 市内事業者で対応できる部分は、市内の事業者へ委託する等、配慮いただいているが、機器の点検や修繕は市内事業者で対応できてない状況である。(市)
 - WPPP 導入後、発注機関が変化した場合も同様の問題が生じるものと考えられる。(委員)

- 受託者が限定される要因として、技術面の問題があるのであれば、発注者による違いはないということか。(委員)
 - 上下水道の施設は特殊な機器が多く、市内事業者で対応しきれない状況はある。一方で、水みらい小諸が今後人材育成を進めることを踏まえると、今まで市外の事業者へ委託していた業務を水みらい小諸で内製化できる体制を構築していくことが重要であると考えている。(市)
 - 水みらい小諸に委託すると市内の事業者の受注率が上がるということか。(委員)
 - 水みらい小諸で修繕等の対応ができると災害復旧等を含め、市内事業者で対応できる範囲が拡大すると考えている。VFM の観点も含め今後検討する。(市)

- 委員会資料に示されている課題が小諸市、水みらい小諸、長野県下水道公社のものなのかを整理頂きたい。特に小諸市の課題を踏まえ、残すべき業務を評価し、10 年後を見据えて委託による補完をするか否かの整理をしたほうが良い。災害対応であれば、目的と必要な技術・人員数を踏まえ、今後の動きを整理する必要がある。(委員)

- 自治体の関連会社だと災害時に自治体の強力なネットワークに入るとは可能なのか。クリアウォーター大阪では官民出資が 100%であるため、自治体間の連携を得やすい状況にあった。(委員)
 - 水道事業であると県の協議会がある。長期的な応援を行う場合は、内部の人員が確保できるのかが重要である。その点で人材・機材の観点では全国規模の事業者の協力を得られる点はメリットだと考えている。水みらい小諸では、出資会社のネットワークが大きいと、災害事例が発生した際のメリットは大きいと考えている。(市)
 - 官民連携では、契約書上に災害支援を含め、費用を別途精算する事例が多い。ネットワークの観点では、地方指定公共機関に加入する例もある。(EY)
 - 市役所の職員が被災地派遣された際に、水みらい小諸の人員で市役所業務の空きを埋める等の玉突き支援などは他の事例などから考えられる。(委員)

- モニタリングについて、県内の自治体をまとめて別の機関に委託する等の取組は可能なのか、代行的な組織も重要だと考えている。周辺市町村とのネットワークはあるのか。(委員)
 - 佐久北部地区（軽井沢町・御代田町・立科町・小諸市）で停電時における発電機相互利用の協定は有している。また WPPP の検討開始時にも守谷市・三浦市へ先進地視察を合同で行い検討した結果、各自治体の状況が違ふことから、今回広域での導入は困難と判断した。軽井沢町においては、WPPP 導入に向けて当市（MMK）との連携を検討している。(市)
- 指定管理者の運営評価は市が実施しているのか。(委員)
 - 指定管理者評価委員会と月次で上水道課のモニタリングを実施している。(市)

(ウ) その他確認事項

- 第 3 回に向けてはどのような内容を想定しているか。提言内容を含め全体の目次を明示いただきたい。(委員)
 - 当初予定では受託者、広域化の諸条件を想定してた。委員会における議論内容を踏まえ、公募をしない場合の整理、業務範囲の深堀、次期官民連携に向けた上下一体のメリットを整理する想定である。(EY)

以上